

日本工業大学不正防止計画委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程（以下「防止規程」という。）第5条第2項に基づき不正防止計画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、予算執行にあたっての不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正発生要因の把握と対応策の検討
- (2) 具体的な予算執行における不正防止計画の策定
- (3) 不正防止計画の策定の進捗管理及び適切性の検証
- (4) 予算執行にあたっての不正防止に係る意識向上のための取組み
- (5) その他不正防止計画に関し委員長が必要と認めた事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務部長
 - (2) 教務部長
 - (3) 教育職員の中から防止規程第4条第2項に規定する最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）が指名する者 3名
 - (4) 事務職員の中から最高管理責任者が指名する者 3名
- 2 前項のほか、委員には最高管理責任者が指名する者を加えることができる。
- 3 委員長は総務部長とする。

(任期)

第5条 前条第1号、第2号の任期はその在任期間とする。

- 2 前条第3号及び第4号並びに第2項の委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
- 3 欠員のために補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員長は、委員会を招集して議長となる。

- 2 議長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その意見を徴することができる。
- 3 委員長は、最高管理責任者に委員会の業務について報告する。

- 4 委員会は必要に応じ、ワーキンググループを設置し、業務を行わせることができる。
- 5 ワーキンググループは、実施した業務を委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会に、職員の中から議長が指名する事務取扱者を置く。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員会が定める。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。